

涸沼自然公園の車両乗入れについて

茨城町生活経済部商工観光課

誰もが同等に生活できる社会を目指す理念のもと、すべての町民がともに憩い、やすらげる公園の環境づくりを推進する中、涸沼自然公園の車両の乗り入れに関し、下記について留意するものとする。

1 乗り入れに係る留意点

(1) 涸沼自然公園（以下、「公園」という。）への車両の乗り入れ（以下、「乗入」という。）は、社会福祉施設（老人福祉・保健施設、介護施設、障害者支援施設など）の団体に限る。

(2) 乗入が可能な車両は、公園内の園路の幅員等を鑑み、普通自動車サイズ（車両総重量3.5t未満、福祉車両ワンボックス車などを含む）までとする。

(3) 1日当たりの乗入の台数の規定は設けないが、公園においてイベントの開催や来園者が多いなど、園内の利用状況によっては乗入ができない場合がある。

(4) その他、乗入の際は下記の事項を遵守していただくよう周知の徹底を図る。

2 乗り入れ車両の遵守事項

(1) 公園の利用者に注意し、安全運転に努めること。

(2) 園内は最徐行（進行速度10km/h以下）すること。

(3) 車両に「車両乗入許可証」を車外から見えるように置くこと。

(4) 公園管理者が、安全管理上支障があると認めて指示した場合は、その指示に従うこと。